

災害福祉支援体制強化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 災害福祉支援体制強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う災害福祉支援体制強化への取組に係る経費を予算の範囲内で補助することにより、発災時のボランティア活動や山梨DWA T活動が円滑かつ効果的に行われ、災害時に孤立しがちな人たちも含め、誰一人取り残すことのない福祉支援を実現することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「災害福祉支援体制強化事業」とは、県社協が、「生活困窮者就労準備支援事業費等の国庫補助について」（平成30年10月17日付け厚生労働省発社援1017第4号厚生労働事務次官通知。以下「国補助金交付要綱」という。）3（3）ウ（ア）に基づき実施する災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業及び災害ボランティアセンター等機能強化支援事業をいう。

(補助金の額)

第4条 この補助金は、別表第2欄に定める基準額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額と別表第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 県社協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を県社協に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県社協は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第8条 県社協は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算書
 - (2) 事業実績報告書
 - (3) 収支決算書
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による報告は、事業完了の日から1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに行うものとする。

(概算払)

第9条 補助金は精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 県社協は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、第8条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第7条に基づく承認をした場合は、その承認した内容)に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第7号)により県社協に通知する。

(財産処分の制限)

第11条 県社協は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具については、知事が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年法律第179号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を勘案して定める期間を経過するまでの間、知事の承認を受け

ないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- 2 県社協は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（補助金の経理等）

第12条 補助金の交付を受けた県社協は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第11条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の証拠書類を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 県社協は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書（様式第9号）によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年5月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

1 事業区分	2 基準額	3 補助率	4 対象経費
災害福祉支援体制強化事業	内示により知事が必要と認めた額	10 / 10	<p>1 国補助金交付要綱に定める災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料、賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金、補助金</p> <p>2 国補助金交付要綱に定める災害ボランティアセンター等機能強化事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費）、会議費、使用料及び賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

社会福祉法人
山梨県社会福祉協議会
○ ○ ○ ○ 印

○○年度災害福祉支援体制強化事業費補助金交付申請書

このことについて、災害福祉支援体制強化事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 補助金所要額調書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書

(別紙1)

〇〇年度災害福祉支援体制強化事業費補助金所要額調書

(単位：円)

区 分	対 象 経 費 実支出予定額 A	標準額 B	県 補 助 金 基 本 額 C	県 補 助 金 所 要 額 D	備 考
計					

- (注) 1 B欄には本要綱の基準額を記入する。
2 C欄にはA欄とB欄とを比較して少ない方の額を記入する。

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
○ ○ ○ ○ 殿

山梨県知事 ○ ○ ○ ○

○○年度災害福祉支援体制強化事業費補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 ー 号で申請のあった災害福祉支援体制強化事業費補助金については、災害福祉支援体制強化事業費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

1 交付決定額 金 円

2 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 県社協は、補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

3 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から 1 箇月を経過した日又は○○年 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

4 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

社会福祉法人
山梨県社会福祉協議会
○ ○ ○ ○ 印

〇〇年度災害福祉支援体制強化事業費補助金
変更承認申請書

年 月 日付け 第 ー 号で交付決定のあった標記補助事業について、次のとおり変更したいので、災害福祉支援体制強化事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき承認を申請します。

1 変更の理由

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

(様式第4号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

社会福祉法人
山梨県社会福祉協議会
○ ○ ○ ○ 印

〇〇年度災害福祉支援体制強化事業費補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 ー 号で交付決定のあった標記補助事業について、次により中止（廃止）したいので、災害福祉支援体制強化事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき承認を申請します。

1 中止（廃止）の理由

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

社会福祉法人
山梨県社会福祉協議会
○ ○ ○ ○ 印

○○年度災害福祉支援体制強化事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 一 号で交付決定のあったこのことについて、災害福祉支援体制強化事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり実績報告します。

1 補助金額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金精算書 (別紙 1)
- (2) 事業実績報告書
- (3) 収支決算書

(別紙 1)

〇〇年度災害福祉支援体制強化事業費補助金精算書

(単位：円)

区 分	支出済額 A	補助金以 外の収入 B	県補助金 所要額 A-B (C)	県補助金 受入済額 D	差 引 過 不 足 額 D-C	備 考
計						

(様式第6号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

社会福祉法人
山梨県社会福祉協議会
○ ○ ○ ○ 印

概 算 払 請 求 書

年 月 日付け 第 一 号で交付決定のあった〇〇年度災害
福祉支援体制強化事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請 求額 ④	備 考
円	円	円	円	

3 概算払請求の理由

4 支払方法

- (1) 現 金 指定金融機関名 :
(2) 口座振替 振込先金融機関名 :
預金種別・口座番号 :
口 座 名 義 :

(様式第7号)

番 号
年 月 日

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
○ ○ ○ ○ 殿

山梨県知事 ○ ○ ○ ○

〇〇年度災害福祉支援体制強化事業費補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 一 号で実績報告のあった〇〇年度災害福祉支援体制強化事業費補助金について、災害福祉支援体制強化事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり額を確定しました。

なお、概算払額との差額については、別途送付するれい入金納入通知書により納付願います。

1	確定額	金	円(A)
2	当初交付決定額	金	円
3	変更交付決定額	金	円
4	既概算払額	金	円(B)
5	れい入額	金	円(B-A)

(様式第8号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

社会福祉法人
山梨県社会福祉協議会
○ ○ ○ ○ 印

財産処分承認申請書

〇〇年度災害福祉支援体制強化事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、災害福祉支援体制強化事業費補助金交付要綱第11条に基づき申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(様式第9号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

社会福祉法人
山梨県社会福祉協議会
○ ○ ○ ○ 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた〇〇年度災害福祉支援体制強化事業費補助金について、災害福祉支援体制強化事業費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還額 (3 - 2)

その他添付書類
返還額に係る積算の内訳等